

最高検企第151号
平成21年4月28日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 伊藤 鉄 男

検察審査会法の一部改正を行う「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴って留意すべき事項について(依命通達)

平成16年5月28日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第62号)中、検察審査会法に係る改正規定は、本年5月21日に施行されますが、同法の改正は、検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度の導入を始めとした検察審査会の機能強化等を内容とするものであり、具体的には、①検察審査会の起訴議決に基づいて公訴が提起される制度の導入(改正後の検察審査会法第41条の2以下)、②検察審査会が法的な助言を得るための審査補助員を弁護士の中から委嘱することのできる制度の新設(同法第39条の2以下)、③検察審査会が検察事務の改善に関して行った建議・勧告に対する検事正の回答義務の法定化(同法第42条第2項)のほか、併せて若干の規定の整備を行うものであります。同法の運用に当たっては下記の各点に留意願います。

おって、平成3年10月1日付け最高検調第177号当職依命通達「検察審査会において起訴相当又は不起訴不相当の議決のあった事件の取扱いについて」は、本年5月20日限りをもって廃止します。

記

1 検察審査会による審査が開始された場合の留意点

検察審査会法では、検察官は、検察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならないと規定されているところ(同法第35条)、改正後は、それに加え、検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならないと規定されているところであるが(同法第41条の6第2項)、検察審査会による審査が開始された場合に

は、事案と必要に応じて、検察審査会からの要求を待つことなく、検察審査会に対し、資料等の提出及び検察審査会議に出席して意見を述べることを申し出るなどして、検察官の不起訴処分につき、検察審査員の理解を得られるよう努められたい。

2 起訴相当又は不起訴不当の議決に係る事件の再捜査及び処分に当たっての留意点

(1) 起訴相当又は不起訴不当の議決に係る事件の再捜査及び処分に当たっては、当該議決の内容を虚心坦懐に受け止め、これも踏まえ、必要な捜査を遂げた上、法と証拠にのっとり、適正に処分を決することとされたい。

(2) 起訴相当の議決に係る事件については、検察審査会が、議決書の謄本の送付をした日から3か月（検察官が当該検察審査会に対し3か月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に速やかに再捜査を遂げて処分することとされたい。

なお、不起訴不当の議決に係る事件についても、起訴相当の議決に係る事件に準じて速やかに再捜査を遂げて処分するよう努められたい。

(3) 起訴相当の議決に係る事件につき再度の不起訴処分に付する場合、不起訴裁定書の作成に当たっては、当該処分の当否の審査（同法第41条の2第1項）を行う検察審査会の理解を得るため、起訴相当の議決の指摘する問題点に即して、分かりやすく要を得たものとされたい。

(4) 審査申立人に対し、必要に応じ、事前又は事後に、再捜査の結果、処分内容及び理由について説明することとされたい。

3 起訴相当の議決に係る事件の処分期間の延長の通知時期

検察審査会に対する期間の延長の通知（同法41条の2第2項）は、期間延長が必要であることが明らかになった時点において、できるだけ速やかに行うこととされたい。

4 指定弁護士に対する協力

(1) 起訴議決に係る議決書の謄本の送付を受けた裁判所が、起訴議決に係る事件について公訴の提起及び維持に当たる弁護士を指定した（同法第41条の9第1項。以下「指定弁護士」という。）ときは、指定弁護士と意思疎通を図り、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮を囑託された場合には、迅速かつ適切に対応するなど、指定弁護士の職務遂行に支障がないよう配慮されたい。

(2) 指定弁護士から、検察事務官による補佐を求められた場合には、以下の点に留意し、各庁の実情に応じつつ、できる限りの協力をされたい。

ア 原則として、指定弁護士の行う事務を終始補佐する検察事務官を指名

する。それが困難な場合には、必要な都度、検察事務官に指定弁護士を補佐させる。

イ 検察事務官が指定弁護士を補佐して行うことができる事務は、起訴状等の書類の謄本の作成、記録の整理・保管、裁判所への起訴状等の提出等の機械的な事務に限られる。